

選挙弾圧大石市議事件最高裁判決に強く抗議する声明

1月28日、最高裁判所第二小法廷（裁判長裁判官中川了滋，裁判官津野修，裁判官今井功）は、大分・選挙弾圧大石市議事件について、大石忠昭市議からの上告を棄却する不当な判決を言い渡した。

自由法曹団は、この不当な有罪判決に対し、強く抗議する。

大石市議事件は、2003年4月の豊後高田市議会選挙の告示前に、大石市議が後援会ニュースを配布したことが公職選挙法違反（戸別訪問，法定外文書頒布，事前運動）に該るとして起訴されたものである。被告・弁護側は、一審二審を通じて、自由な選挙は議会制民主主義の根幹であって、自由権規約が保障する自由な選挙活動を国内法で制限してはならない，と国際水準に適合する判決を求めて主張立証を続けてきた。

しかし、最高裁判所は、選挙活動の規制は締約国の立法裁量に委ねられているとの福岡高裁の判断を維持した。これは、規約人権委員会の、締約国の遵守義務の不履行は「国内の政治的，社会的，文化的または経済的理由によって正当化することはできない」との見解にも反するものであり、絶対に認めることはできない。

また、最高裁判所は、記録受理後わずか100日余（上告趣意書提出から55日）で判決を言い渡したのであるが、かかる短期間では記録を誠実に審査することは不可能である。現に、判決は、公選法の自由権規約との適合性について自らの見解を何ら述べておらず、国際社会に開かれた国家の説明責任すら果たしていない。かかる拙速な審理は、公正な裁判を受ける権利をも侵害するものであって、断固抗議する。

大石市議事件に続き、2004年から2005年にかけて、ビラ配布という市民にとって最も身近な表現活動が犯罪として起訴された事件が続いている。選挙活動，政治的行為の自由やビラ配布等言論表現の自由は、民主主義社会の根幹をなす重要な人権であり、これに対する弾圧は、憲法及び自由権規約に反するものである。

自由法曹団は、選挙活動，政治的行為，言論表現の自由を守るたたかいを広げ、全ての言論弾圧事件において無罪を勝ち取るために、いっそう奮闘する。

2008年1月29日

自由法曹団 団長 松井繁明